



12月期末勤勉手当の支給率の確認を

12月期末勤勉手当について給与支給明細書（職員ポータルからダウンロード）で自分の支給率を確認しましょう。

今年度、月例給の人事委員会勧告引き上げ分（若年層）については、12月県議会での提案後、確定予定です。年内の差額支給を強く求めています。

あなたの支給率はどうなっていますか？

<給与表の見方>

平成 年 月 期末勤勉手当 給与支給明細書

職員番号	氏名	出納区分			
給料表	級号給	掛金区分			
支払区分	所管課	科目			
支給内訳	給料・報酬	給料の調整額	教職調整額	養手当	地域手当
	支給率	減ずる額	期末(期末特別)手当	給料の調整額	教職調整額
	基礎加算額	地域手当	支給率	勤勉手当	

確認する場所はここ!!

<勤勉手当支給率の推移>

勤勉手当支給率	特に優秀 (A)	優秀 (B)	良好 (C)	良好でない	自分の支給率を記入しましょう
2009年 6月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
12月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
2010年 6月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
12月	0.81	0.71	0.63	0.62未満	
2011年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2012年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2013年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2014年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2015年 6月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
12月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
2016年 6月	0.94	0.84	0.755	0.745未満	
12月	0.94	0.84	0.755	0.745未満	
2017年 6月	1.05	0.935	0.83	0.82未満	
12月	1.05	0.935	0.83	0.82未満	
2018年 6月	1.075	0.96	0.855	0.845未満	
12月	1.075	0.96	0.855	0.845未満	
2019年 6月	1.125	1.01	0.905	0.895未満	
12月	1.125	1.01	0.905	0.895未満	

<期末勤勉手当について>

期末勤勉手当の支給割合は年間で4.45月ですが、新昇給制度導入により、良好(C)の場合の支給割合は4.41となります。上位区分率は「特に優秀(A)」が10%以内、「優秀(B)」が30%以内です。今年度から6月と12月の期末手当の割合が同じになりました。

	期末手当	良好(C)の場合の勤勉手当	計
6月期	1.3	0.905	2.205
12月期	1.3	0.905	2.205
計	2.6	1.81	4.41

<再任用教職員の一時金について>

期末・勤勉手当の支給割合は年間で2.35月です。

	期末手当	勤勉手当
6月期	0.725	0.45
12月期	0.725	0.45
計	1.45	0.9

再任用者は新昇給制度の対象外でしたが、国家公務員や知事部局ではすでに成績率が導入されていたことから、県教育委員会の再任用者についても17年12月期の勤勉手当から導入されました。

再任用勤勉手当支給率の推移

	優秀	良好	良好でない
2017年12月	0.42	0.385	0.385未満
2018年 6月	0.445	0.41	0.41未満
12月	0.445	0.41	0.41未満
2019年 6月	0.47	0.435	0.435未満
12月	0.47	0.435	0.435未満

なぜ確認が必要なの？ (11.9合意)意味

2008年に新昇給制度が導入されるにあたり高教組は、岩教組・県立学校事務職組・高現組・県教委事務職組と教育公務員連絡会(教公連)を組織し、県教委と交渉しました。

県教育長と4度直接交渉を行い、その結果、教公連の要求がほぼ受け入れられました。教育長の回答には「学校がチームワークで運営されていることから、教職員すべてが努力し、とりくむ観点からの制度とする必要があること」「教職員間の信頼関係を維持しながら実施する必要があること」(11.9合意)とあり、これは一定期間内で全員を上位区分に該当させること、透明性・納得性が必要であることを意味します。

賃金について不明な点や相談は、高教組本部に問い合わせてください。

新昇給相談窓口 高教組 生活教財部

TEL : 019-624-5227 E-mail : iwako@jtu-iwako.jp

なお、県教委は以下の相談窓口を設けています。

教職員のための「新昇給制度」の県教委の相談窓口

教職員からの新昇給制度の運用等に関する相談に対応するため、県教育委員会事務局内に相談窓口が設置されています。相談によって不利な扱いを受けることはありません。

新昇給制度に係る相談窓口(県教委) TEL : 019-629-6123 E-mail : kyouishinsyokyu@pref.iwate.jp